

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年4月22日

中国運輸局長 金子 修久



1. 事案の概要

- (1) 事案番号：R8-1
- (2) 届出者：広島電鉄株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書（路線の廃止）
- (4) 届出年月日：令和8年3月31日
- (5) 廃止予定日：令和8年10月1日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

- ① 起点：広島県広島市南区西荒神町1-1地先
終点：広島県安芸郡府中町茂陰2丁目4-10地先 キ口程：2.3km
- ② 起点：広島県安芸郡府中町青崎南1-8地先
終点：広島県安芸郡海田町栄町2-10地先 キ口程：3.6km

○ 運行系統

(系統201-43)

広島バスセンター～向洋・矢野駅・団地～熊野萩原車庫前

(往復：23.5km)

(7) 廃止を必要とする理由

2026年10月1日に実施予定のダイヤ改正にて、当該路線のおよび停留所の廃止を届け出るものであり、また、本届出にて廃止する区間は他事業者にて引き続き運行が継続されるため、旅客の利便は阻害しないものと認識しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出すること。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

(2) 事案番号及び事案の件名

(3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

(4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。